

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照表

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（第二条関係）	．．．．．	8
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第三条関係）	．．．．．	30
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第四条関係）	．．．．．	32
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第五条関係）	．．．．．	37
○ 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（第六条関係）	．．．．．	38
○ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）（第七条関係）	．．．．．	39
○ 雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）（第八条関係）	．．．．．	41
○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（第九条関係）	．．．．．	42
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第十条関係）	．．．．．	47
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（第十一条関係）	．．．．．	50
○ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第四百一十一号）（第十二条関係）	．．．．．	52
○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（第十三条関係）	．．．．．	53
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（第十四条関係）	．．．．．	55

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第五章の二 災害予防（第二十条の二―第二十条の七）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第五章の二 災害予防</p> <p>（指定緊急避難場所の基準）</p> <p>第二十条の三 法第四十九条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号ロ及び第二十条の六第一号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第五章の二 防災訓練のための交通の禁止又は制限の手續（第二十条の二）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第五章の二 防災訓練のための交通の禁止又は制限の手續</p> <p>（新設）</p>

地の区域（第二十条の五において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合すること。

ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

三 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合すること。

ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がな

（政令で定める異常な現象の種類）

第二十条の四 法第四十九条の四第一項の政令で定める異常な現象の種類

は、次に掲げるものとする。

- 一 洪水
- 二 崖崩れ、土石流及び地滑り
- 三 高潮
- 四 地震
- 五 津波
- 六 大規模な火事
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類

(指定緊急避難場所の重要な変更)

第二十条の五 法第四十九条の五の政令で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 指定緊急避難場所（安全区域外にある第二十条の三第二号ロに規定する施設であるものにあつては、居住者等受入用部分）の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更
- 二 指定緊急避難場所（地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用するものを除く。）であつて安全区域外にあるものにあつては、次に掲げる変更
 - イ 改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次号において同じ。）の変更

(新設)

(新設)

ロ 当該指定緊急避難場所（第二十条の三第二号ロに規定する施設であるものに限る。）の居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路の廃止

三 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する指定緊急避難場所（施設であるものに限る。）にあつては、改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分の変更

（指定避難所の基準）

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の

（新設）

要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(指定避難所の重要な変更)

第二十条の七 法第四十九条の七第二項において準用する法第四十九条の五の政令で定める重要な変更は、指定避難所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更とする。

(実費弁償の基準)

第三十五条 (略)

一 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第四条第一号から第四号までに掲げる医師その他の者(以下この条において「医師等」という。)に対しては、応急措置の業務(以下この条において「業務」という。)に従事した時間に応じ、手当を支給するものとする。

二 (略)

三 医師等が、一日につき八時間を超えて業務に従事したときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、業務に従事するため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。

四 (略)

五 災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに掲げる業者及びその従業者に対する実費弁償は、当該業務に従事するため通常要する費

(新設)

(実費弁償の基準)

第三十五条 (略)

一 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第十条第一号から第四号までに掲げる医師その他の者(以下この条において「医師等」という。)に対しては、応急措置の業務(以下この条において「業務」という。)に従事した時間に応じ、手当を支給するものとする。

二 (略)

三 医師等が、一日につき八時間をこえて業務に従事したときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間をこえる時間につき割増手当を、業務に従事するため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。

四 (略)

五 災害救助法施行令第十条第五号から第十号までに掲げる業者及びその従業者に対する実費弁償は、当該業務に従事するため通常要する費

用を当該業者に支給して行_レうものとする。

(政令で定める地方公共団体等)

第四十三条 法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で、法第百二条第一項第一号の徴収金の減免の額と同条同項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下この項において「指定都市」という。)にあつては一千万円、指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市の人口は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条の規定により都道府県知事の公示した人口によるものとする。以下この項において同じ。)三十万人以上のものにあつては五百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては三百万円、人口十万人未満五十万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円を超_レえるものとする。

一 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害につき、公共土木施設災害復旧事業費用庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第七条の規定により決定された事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの、公立学校施設災害復旧費用庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定に

用を当該業者に支給して行_レなうものとする。

(政令で定める地方公共団体等)

第四十三条 法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で、法第百二条第一項第一号の徴収金の減免の額と同条同項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下この項において「指定都市」という。)にあつては一千万円、指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市の人口は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条の規定により都道府県知事の公示した人口によるものとする。以下この項において同じ。)三十万人以上のものにあつては五百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては三百万円、人口十万人未満五十万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円をこ_レえるものとする。

一 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害につき、公共土木施設災害復旧事業費用庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第七条の規定により決定された事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの、公立学校施設災害復旧費用庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定に

より国が負担する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条の規定により国が補助する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るものの合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額に相当する額を超える地方公共団体

二 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した激甚災害につき、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第四条第一項又は第二項に規定する救助が行われた市町村であつて、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の百分の一に相当する額を超えるもの

2
5
(略)

より国が負担する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条の規定により国が補助する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るものの合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額に相当する額をこえる地方公共団体

二 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した激甚災害につき、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十三条第一項又は第二項に規定する救助が行なわれた市町村であつて、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の百分の一に相当する額をこえるもの

2
5
(略)

改 正 案	現 行
<p>（災害の程度）</p> <p>第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。） 第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに 該当する災害とする。</p> <p>一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭 和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市 にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。） 内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅 失したこと。</p> <p>二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道 府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の 住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれ ぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p>三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道 府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の 住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものであ る等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情が</p>	<p>第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。） 第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに 該当する災害とする。</p> <p>一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭 和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市 にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。） 内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅 失したこと。</p> <p>二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道 府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の 住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれ ぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p>三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道 府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の 住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものであ る等災害にかかつた者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定め</p>

ある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2| 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(削る)

(救助の種類)

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 (略)

二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(救助の程度、方法及び期間)

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

る特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

②| 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

第二条から第七条まで 削除

第八条 法第二十三条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 (略)

二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第九条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

2) 前項の内閣総理大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

一 十 (略)

(実費弁償)

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

(都道府県知事が管理することができる施設)

第六条 法第九条第一項の規定により都道府県知事が管理することができる施設は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(扶助金の種類)

第七条 法第十二条の扶助金(以下「扶助金」という。)は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種類とする。

② 前項の厚生労働大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第十条 法第二十四条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

一 十 (略)

第十一条 法第二十四条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第十二条 法第二十六条第一項の規定により管理することができる施設は、次のとおりとする。

一・二 (略)

第十三条 法第二十九条の扶助金(以下「扶助金」という。)は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種類とする。

(支給基礎額)

第八条 前条に規定する扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。

2| 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

一 法第七条の規定により救助に関する業務に従事した者（以下「従事者」という。）のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額

二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、標準収入額を基準として都道府県知事が定める額とする。

三 法第八条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第五条に規定する給付基礎額の例により都道府県知事が定める額

(療養扶助金)

第九条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては

第十四条 前条に規定する扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。

②| 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

一 法第二十四条の規定により救助に関する業務に従事した者（以下「従事者」という。）のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額

二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）をこえるときは、標準収入額を基準として都道府県知事が定める額とする。

三 法第二十五条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第五条に規定する給付基礎額の例により都道府県知事が定める額

第十五条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかった場合において

、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

2] 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一〇六 (略)

(休業扶助金)

第十条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2] 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害扶助金)

第十一条 従事者又は協力者の負傷又は疾病が治つた場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害扶助金を支給する。

2] 障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。

は、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

②] 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一〇六 (略)

第十六条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

②] 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないときは、その差額を支給する。

第十七条 従事者又は協力者の負傷又は疾病がなおつた場合において、別表第五に定める程度の身体障害が存するときは、障害扶助金として、その障害の等級に応じ、支給基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(新設)

3| 障害扶助金の額は、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一| 第一級 千三百四十
- 二| 第二級 千百九十
- 三| 第三級 千五十
- 四| 第四級 九百二十
- 五| 第五級 七百九十
- 六| 第六級 六百七十
- 七| 第七級 五百六十
- 八| 第八級 四百五十
- 九| 第九級 三百五十
- 十| 第十級 二百七十
- 十一| 第十一級 二百
- 十二| 第十二級 百四十
- 十三| 第十三級 九十
- 十四| 第十四級 五十

4| 障害等級に該当する程度の身体障害が二以上ある場合の障害等級は、最も重い身体障害に応ずる障害等級による。

5| 次に掲げる場合の障害等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。

- 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より一級上位の障害等級

（新設）

②| 別表第五に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

③| 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。

- 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より二級上位の障害等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より三級上位の障害等級

6| 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を合算した額を超えてはならない。

7| 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもつて、障害扶助金の額とする。

(遺族扶助金)

第十二条 従事者又は協力者が死亡した場合には、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族扶助金の受給者の範囲)

第十三条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの

三・四 (略)

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級

④| 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害扶助金の額を合算した額をこえてはならない。

⑤| 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもつて、障害扶助金の額とする。

第十八条 従事者又は協力者が死亡した場合には、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

第十九条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三・四 (略)

2| 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3| 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。

4| 遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族扶助金は、その人数によつて等分して支給するものとする。

(葬祭扶助金)

第十四条 従事者又は協力者が死亡した場合には、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(打切扶助金)

第十五条 第九条の規定によつて療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2| 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支

②| 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

③| 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。

④| 遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族扶助金は、その人数によつて等分して支給するものとする。

第二十条 従事者又は協力者が死亡した場合には、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

第二十一条 第十五条の規定によつて療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

②| 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支

給しない。

(他の法令による給付又は補償との調整等)

第十六条 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

2| 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

(市町村長による救助の実施に関する事務の実施)

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2| 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第七条から第十条までに規定する事務に限る。）の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3| 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当

給しない。

第二十二條 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

②| 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

第二十三條 都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

②| 都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第二十四条から第二十七条までに規定する事務に限る。）の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

③| 法第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当

該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

(事務の区分)

第十八条 第三条、第五条、第八条第二項第二号及び第三号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第 二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国庫負担)

第十九条 法第二十一条第一項に規定する政令で定める額は、百万円とする。

(災害救助基金の積立て)

第二十条 都道府県が法第二十三条の規定により積み立てなければならない金額は、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額の五分の一に相当する額とする。

2| 前項の規定により算定した額と当該都道府県が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額を超過する場合には、当該都道府県が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

別表第一（別表第四）（略）

(削る)

該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

第二十四条 第九条、第十一条、第十四条第二項第二号及び第三号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十五条 法第三十六条に規定する政令で定める額は、百万円とする。

第二十六条 都道府県が法第三十八条第一項の規定により積み立てなければならない金額は、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額の五分の一に相当する額とする。

②| 前項の規定により算定した額と当該都道府県が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額を超過する場合には、当該都道府県が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

別表第一（別表第四）（略）

別表第五（第十七条関係）

等級	倍数	身体障害
一級	一、三四〇	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能が失われたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失つたもの 六 両上肢が用をなさなくなつたもの 七 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失つたもの 八 両下肢が用をなさなくなつたもの
二級	一、一九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下に減じたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五 両上肢をそれぞれ手関節以上で失つたもの

五級	四級	三級	
七九〇	九二〇	一、〇五〇	
<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下の</p>	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>六 両手のすべての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの</p>	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能が失われたもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>五 両手のすべての指を失つたもの</p>	<p>六 両下肢をそれぞれ足関節以上で失つたもの</p>

	六級
	六七〇
<p>下に減じたもの</p> <p>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 一上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>六 一上肢が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 両足のすべての指を失つたもの</p>	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残す</p>

	七級
<p>もの</p> <p>六 一 上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一 下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片手のすべての指を失つたもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失つたもの</p>	五六〇
<p>もの</p> <p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 両耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができる程度に減じたもの</p> <p>三 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p>	

八級	四五〇	<p>六 おや指をあわせ片手の三本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の四本の指を失つたもの</p> <p>七 片手の全ての指が用をなさなくなつたもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片足をリスフラン関節以上で失つたもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 両足の全ての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一二 外貌が著しく醜くなつたもの</p> <p>一三 両側の辜丸を失つたもの</p> <p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 おや指をあわせ片手の二本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の三本の指を失つたもの</p> <p>四 おや指をあわせ片手の三本の指が用を</p>
----	-----	---

	九級
	三五〇
<p>な さ な く な つ た も の 又 は お や 指 以 外 の 片 手 の 四 本 の 指 が 用 を な さ な く な つ た も の </p> <p>五 一 下 肢 を 五 セ ン チ メ ートル 以 上 短 縮 し た も の </p> <p>六 一 上 肢 の 三 大 関 節 の う ち の い ず れ か 一 関 節 が 用 を な さ な く な つ た も の </p> <p>七 一 下 肢 の 三 大 関 節 の う ち の い ず れ か 一 関 節 が 用 を な さ な く な つ た も の </p> <p>八 一 上 肢 に 偽 関 節 を 残 す も の </p> <p>九 一 下 肢 に 偽 関 節 を 残 す も の </p> <p>一〇 片 足 の す べ て の 指 を 失 つ た も の </p>	<p>一 両 眼 の 視 力 が そ れ ぞ れ 〇 ・ 六 以 下 に 減 じ た も の </p> <p>二 一 眼 の 視 力 が 〇 ・ 〇 六 以 下 に 減 じ た も の </p> <p>三 両 眼 に そ れ ぞ れ 半 盲 症、 視 野 狭 窄 又 は 視 野 変 状 を 残 す も の </p> <p>四 両 眼 の ま ぶ た に そ れ ぞ れ 著 し い 欠 損 を 残 す も の </p> <p>五 鼻 を 欠 損 し、 そ の 機 能 に 著 し い 障 害 を 残 す も の </p> <p>六 咀 嚼 及 び 言 語 の 機 能 に 障 害 を 残 す も の </p> <p>七 両 耳 の 聴 力 が 一 メ ートル 以 上 の 距 離 で </p>

は普通の話声を解することができない程度に減じたもの

八 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大
声を解することができない程度に減じ、
他方の耳の聴力がメートル以上の距離
では普通の話声を解することが困難であ
る程度に減じたもの

九 一方の耳の聴力が全く失われたもの

一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残
し、服することができず労務が相当な程
度に制限されるもの

一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服
することができず労務が相当な程度に制
限されるもの

一二 片手のおや指を失ったもの又はおや
指以外の片手の二本の指を失ったもの

一三 おや指をあわせ片手の二本の指が用
をなさなくなつたもの又はおや指以外の
片手の三本の指が用をなさなくなつたも
の

一四 第一足指をあわせ片足の二本以上の
指を失つたもの

一五 片足の全ての指が用をなさなくなつ

一〇級	二七〇
<p>たもの</p> <p>一六 外貌が相当程度醜くなつたもの</p> <p>一七 生殖器に著しい障害を残すもの</p> <p>一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</p> <p>六 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>七 片手のおや指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 片足の第一足指又は他の四本の指を失つたもの</p> <p>一〇 一上肢の三大関節のうちのいずれか</p>	

一二級	一四〇	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は</p>
一二級	二〇〇	<p>一 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>六 一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>八 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの</p> <p>九 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一〇 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
一二級		<p>一 関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一 一 下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>

運動障害を残すもの

二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの

三 七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの

四 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したものの

五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの

六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの

七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの

八 長管状骨に変形を残すもの

九 片手のこ指を失ったもの

一〇 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなつたもの

一一 片足の第二足指を失つたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失つたもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失つたもの

一二 片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなつたもの

一三 局部に頑固な神経症状を残すもの

一四級		一三級
五〇		九〇
<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげ</p>	<p>一四 外貌が醜くなったもの</p> <p>一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 片手の二指が用をなさなくなったもの</p> <p>八 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>一〇 片足の第三指以下の一本又は二本の指を失ったもの</p> <p>一一 片足の第二指が用をなさなくなったもの、第二指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第三指以下の三本の指が用をなさなくなったもの</p>	

はげを残すもの

二| 三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの

三| 一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの

四| 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの

五| 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの

六| 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失つたもの

七| 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの

八| 片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなつたもの

九| 局部に神経症状を残すもの

改正案		現行	
<p>政令</p> <p>災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）<u>第三条</u>並びに<u>第十七条</u>の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十五号）</p>	<p>事務</p> <p><u>第三条</u>、<u>第五条</u>、<u>第八条</u>第二項第二号及び<u>第三号</u>並びに<u>第十七条</u>の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>政令</p> <p>災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）<u>第九条</u>、<u>第十一条</u>、<u>第十四条</u>第二項第二号及び<u>第三号</u>並びに<u>第二十三条</u>の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十五号）</p>	<p>事務</p> <p><u>第九条</u>、<u>第十一条</u>、<u>第十四条</u>第二項第二号及び<u>第三号</u>並びに<u>第二十三条</u>の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）<u>第二条</u>第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務に係る事件</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）<u>第九条</u>第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務に係る事件</p>	
<p>第二百一十一条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。</p>		<p>第二百一十一条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。</p>	
<p>自衛隊法施行令（昭和二十九年）</p> <p>第<u>百十四</u>条から第<u>百二十</u>条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第</p>	<p>第<u>百十四</u>条から第<u>百二十</u>条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第</p>	<p>自衛隊法施行令（昭和二十九年）</p> <p>第<u>百十四</u>条から第<u>百二十</u>条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第</p>	<p>第</p>

<p>政令第七十九号)</p>	<p>百六十一条第二項の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務並びに第三百三十三条（第四百十四條において準用する場合を含む。）、第三百三十四條、第三百三十五條（第四百十四條において準用する場合を含む。）、第三百三十七條第二項（第四百四十四條において準用する場合を含む。）、第三百三十九條第二項、第四百四十條において準用する災害救助法施行令第八條第二項第二号及び第四百四十一條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>政令第七十九号)</p>	<p>百六十一条第二項の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務並びに第三百三十三条（第四百十四條において準用する場合を含む。）、第三百三十四條、第三百三十五條（第四百十四條において準用する場合を含む。）、第三百三十七條第二項（第四百四十四條において準用する場合を含む。）、第三百三十九條第二項、第四百四十條において準用する災害救助法施行令第十四條第二項第二号及び第四百四十一條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

			改 正 案
（災害救助法施行令の準用）			
第七條	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	読み替える字句
第八條第一項	療養扶助金	療養補償	
（災害救助法施行令の準用）			
<p>第四百十條 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第七條から第十六條まで（第八條第二項第三号を除く。）の規定は、法第百三條第十二項の規定による損害の補償について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第十三條	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償	読み替える字句
第十四條第一項	療養扶助金	療養補償	
（災害救助法施行令の準用）			
<p>第四百十條 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十條から第二十二條まで（第十四條第二項第三号を除く。）の規定は、法第百三條第十二項の規定による損害の補償について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			

項 第十一 条第二 項	内閣府令	第十一 条第一 項及び 第七項		第十 条第二 項	第十 条第一 項		第九 条第一 項		第八 条第二 項 第一 号
		障害扶助金	従事者又は協力者	休業扶助金	休業扶助金	従事者又は協力者	療養扶助金	従事者又は協力者	法第七 条の規 定によ り救助 に關す る業務 に従事 した者
防衛省令		障害補償	従事者	休業補償	休業補償	従事者	療養補償	従事者	自衛隊 法第百 三條第 二項の 規定に よる業 務従事 命令に よる業 務に従 事した 者

(新設)	(新設)	第十七 条第一 項及び 第五項		第十六 条第二 項	第十六 条第一 項		第十五 条第一 項		第十四 条第二 項 第一 号
		障害扶助金	従事者又は協力者	休業扶助金	休業扶助金	従事者又は協力者	療養扶助金	従事者又は協力者	法第二 十四條 の規定 によ り救助 に關す る業務 に従事 した者
(新設)		障害補償	従事者	休業補償	休業補償	従事者	療養補償	従事者	自衛隊 法第百 三條第 二項の 規定に よる業 務従事 命令に よる業 務に従 事した 者

第十三条第二項及び第四項	(削る)	第十三条第三項	第十二条及び第十三条第三項	(削る)	(削る)	第十一条第五項及び第十三条第一項	第十一条第三項及び第六項
遺族扶助金	(削る)	遺族扶助金	従事者又は協力者	(削る)	(削る)	従事者又は協力者	障害扶助金
遺族補償	(削る)	遺族補償	従事者	(削る)	(削る)	従事者	障害補償

第十九条第二項及び第四項	第十九条第一項	第十九条第三項	第十八条及び第十九条第三項	第十七条第四項	第十七条第三項	(新設)	(新設)
遺族扶助金	従事者又は協力者	遺族扶助金	従事者又は協力者	障害扶助金	従事者又は協力者	(新設)	(新設)
遺族補償	従事者	遺族補償	従事者	障害補償	従事者	(新設)	(新設)

第十四条		従事者又は協力者		従事者	
第十五条第一項	療養扶助金	療養補償	打切扶助金	打切補償	療養扶助金
	打切扶助金	打切補償			
第十五条第二項	打切扶助金	打切補償	打切扶助金	打切補償	打切扶助金

(事務の区分)

第六十二条 第六十四条から第六十二条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、前条第二項の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川に関して都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が処理することとされている事務並びに第三百三十三条（第四百四十四条において準用する場合を含む。）、第三百三十四条、第三百三十五条（第四百四十四条において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第二項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）、第三百三十九条第二項、第四百四十条において準用する災害救助法施行令第八条第二項第二号及び第四百四十一条第二項

第二十条		従事者又は協力者		従事者	
第二十一条第一項	療養扶助金	療養補償	打切扶助金	打切補償	療養扶助金
	打切扶助金	打切補償			
第二十一条第二項	打切扶助金	打切補償	打切扶助金	打切補償	打切扶助金

(事務の区分)

第六十二条 第六十四条から第六十二条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、前条第二項の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川に関して都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が処理することとされている事務並びに第三百三十三条（第四百四十四条において準用する場合を含む。）、第三百三十四条、第三百三十五条（第四百四十四条において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第二項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）、第三百三十九条第二項、第四百四十条において準用する災害救助法施行令第十四条第二項第二号及び第四百四十

の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法
第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、
地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇三十四（略）</p> <p>三十五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の五（同法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>三十六・三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇三十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十五・三十六（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案				現行			
2・3（略）	厚生労働省	三二、八四八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	厚生労働省	三二、八五三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。
		三三、六五七人			三三、六五二人		
	内閣府	三三、六五七人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	内閣府	三三、六五二人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	
		（略）			（略）		
区分	定員	備考	区分	定員	備考		

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）（第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める災害）</p> <p>第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める災害は、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内において生じた住居の被害が内閣総理大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助（以下「救助」という。）を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであつてはならない。</p> <p>（法第五条に規定する政令で定める場合）</p> <p>第二条 法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。</p> <p>（災害援護資金の限度額及び償還方法）</p> <p>第七条 法第十条第二項に規定する限度額は、三百五十万円とする。ただ</p>	<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める災害）</p> <p>第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める災害は、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内において生じた住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により厚生労働大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助（以下「救助」という。）を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであつてはならない。</p> <p>（法第五条に規定する政令で定める場合）</p> <p>第二条 法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合とする。</p> <p>（災害援護資金の限度額及び償還方法）</p> <p>第七条 法第十条第二項に規定する限度額は、三百五十万円とする。ただ</p>

し、内閣総理大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、二百七十万円、二百五十万円、百七十万円又は百五十万円とする。

2 法第十条第三項に規定する償還期間は、十年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち三年（内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、五年）とする。

3・4 (略)

し、厚生労働大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、二百七十万円、二百五十万円、百七十万円又は百五十万円とする。

2 法第十条第三項に規定する償還期間は、十年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち三年（厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、五年）とする。

3・4 (略)

改 正 案	現 行
<p>（法第三十七条第八項の政令で定める給付）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）<u>第十二条</u>、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二若しくは第四十五条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）</p> <p>五～九（略）</p>	<p>（法第三十七条第八項の政令で定める給付）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）<u>第二十九条</u>、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二若しくは第四十五条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）</p> <p>五～九（略）</p>

改 正 案		現 行	
<p>（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用）</p> <p>第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
<p>第二十条の三</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第一号</p>	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p>	<p>次</p>	<p>第一号及び第二号の</p>
<p>第二十条の三</p>	<p>原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十条第二項に規定する原子</p>	<p>法第四十九条の四第一項</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十九条の四第一項</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

第二十條の六	第二十條の三第 二号イ	第二十條の三第 二号ただし書	第二十條の三第 二号	
法	当該異常な現象	次に	次条に規定する種類 の異常な現象（地震 を除く。）	
法 原子力災害対策特別措置法 第二十八條第一項の規定に より読み替えて適用される	原子力災害	次のイに	原子力災害（原子力災害対 策特別措置法第二條第一号 に規定する原子力災害をい う。以下同じ。）	力緊急事態宣言をいう。） があつた時から原子力緊急 事態解除宣言（同條第四項 に規定する原子力緊急事態 解除宣言をいう。）がある までの間

(新設)	(新設)		(新設)	
(新設)	(新設)		(新設)	
(新設)	(新設)		(新設)	

(削る)		第二十一条	第二十号 第二十号の六第	第二十号の六第 一号
(削る)	災害	法	災害	立退き
(削る)	原子力災害	原子力災害対策特別措置法 第二十八条第一項の規定に より読み替えて適用される 法	原子力災害	立退き若しくは屋内への退 避

第二十一条第一 号		第二十一条	(新設)	(新設)
災害の原因	災害に 災害が	災害の状況	(新設)	(新設)
原子力災害の原因	原子力災害に 原子力災害が	原子力災害(原子力災害対 策特別措置法第二条第一号 に規定する原子力災害をい う。以下同じ。)の状況	(新設)	(新設)

読み替える規定	読み替えられる字句	読替える字句	2	(略)	(略)	(削る)
			(略)	(略)	(削る)	
			(略)	(略)	(削る)	

原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読替える字句	2	(略)	(新設)	第二十八条第一項及び第三十一条第一項
			(略)	(略)	法	
			(略)	(新設)	原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法	

原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第三十二条の二	第三十二条第一項から第三項まで	(削る)	第二十九条第二項	(略)
(略)	法第七十六条第二項	法	(削る)	(略)	(略)
(略)	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法第七十六条第一項	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法	(削る)	(略)	(略)

(略)	(新設)	(新設)	第三十二条第一項、第二項及び第三項並びに第三十二条の二	第二十九条第二項	(略)
(略)	(新設)	(新設)	法	(略)	(略)
(略)	(新設)	(新設)	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法	(略)	(略)

3

(略)

3

(略)

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（救援の程度、方法及び期間）</p> <p>第十条 法第七十五条第三項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）<u>第三条第一項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。</u></p> <p>2 法第七十五条第三項に規定する救援の期間は、法第七十四条の規定による指示があつた日（法第七十五条第一項ただし書の場合にあつては、その救援を開始した日）から<u>内閣総理大臣が定める日までとする。</u></p> <p>（市町村長による救援の実施に関する事務の実施）</p> <p>第十一条 災害救助法施行令<u>第十七条の規定は、</u>都道府県知事が法第七十六条第一項の規定により救援の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、<u>同令第十七条第二項中「法第七条から第十条まで」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第八十条から第八十五条まで」と、同条第三項中「法の規定」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の規定」と読み替</u></p>	<p>（救援の程度、方法及び期間）</p> <p>第十条 法第七十五条第三項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）<u>第九条第一項の基準を勘案して、あらかじめ、厚生労働大臣が定める。</u></p> <p>2 法第七十五条第三項に規定する救援の期間は、法第七十四条の規定による指示があつた日（法第七十五条第一項ただし書の場合にあつては、その救援を開始した日）から<u>厚生労働大臣が定める日までとする。</u></p> <p>（市町村長による救援の実施に関する事務の実施）</p> <p>第十一条 災害救助法施行令<u>第二十三条の規定は、</u>都道府県知事が法第七十六条第一項の規定により救援の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、<u>同令第二十三条第二項中「法第二十四条から第二十七条まで」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第八十条から第八十五条まで」と、同条第三項中「法の規定」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の規</u></p>

えるものとする。

(救援の実施に必要な物資)

第十二条 法第八十一条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、法第七十五条第一項第五号から第八号までに掲げる救援の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めるもの。

(公用令書等の様式)

第十七条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、内閣府令で定める。

(国が負担する費用)

第四十七条 法第六十八条第一項本文の政令で定める費用は、同項第一号から第三号までに規定する措置に通常要すると認められる費用及び同項第四号に掲げる費用とする。ただし、同項第一号に規定する措置のうち法第六十二条第六項(法第六十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による措置に要する費用にあつては第十条第一項の規定により内閣総理大臣が定める程度及び方法によるものとした場合に当該措

定」と読み替えるものとする。

(救援の実施に必要な物資)

第十二条 法第八十一条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、法第七十五条第一項第五号から第八号までに掲げる救援の実施に必要な物資として厚生労働大臣が定めるもの。

(公用令書等の様式)

第十七条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、厚生労働省令で定める。

(国が負担する費用)

第四十七条 法第六十八条第一項本文の政令で定める費用は、同項第一号から第三号までに規定する措置に通常要すると認められる費用及び同項第四号に掲げる費用とする。ただし、同項第一号に規定する措置のうち法第六十二条第六項(法第六十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による措置に要する費用にあつては第十条第一項の規定により厚生労働大臣が定める程度及び方法によるものとした場合に当該措

置に要する費用とし、法第六十八条第一項第二号に規定する措置のうち法第七十五条の規定による救援に要する費用にあつては第十条の規定により内閣総理大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用とする。

2
(略)

置に要する費用とし、法第六十八条第一項第二号に規定する措置のうち法第七十五条の規定による救援に要する費用にあつては第十条の規定により厚生労働大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用とする。

2
(略)

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（第十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施）</p> <p>第十三条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）<u>第十七</u>条の規定は、特定都道府県知事が法第四十八条第二項の規定により同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、<u>同令第十七条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の規定」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施）</p> <p>第十六条 災害救助法施行令<u>第十七条</u>の規定は、特定都道府県知事が法第五十六条第三項の規定により同条第二項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、<u>同令第十七条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号</u></p>	<p>（特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施）</p> <p>第十三条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）<u>第二</u>十条<u>第三</u>条の規定は、特定都道府県知事が法第四十八条第二項の規定により同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、<u>同令第二十三条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の規定」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施）</p> <p>第十六条 災害救助法施行令<u>第二十三条</u>の規定は、特定都道府県知事が法第五十六条第三項の規定により同条第二項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、<u>同令第二十三条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新</u>型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十</p>

（の規定」と読み替えるものとする。

二号の規定」と読み替えるものとする。

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第四百一十一号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
3 (略)	(略)	内閣府	区分	内閣府	区分		
		(略)	期間	(略)	期間		
		平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間	定員	一三、六七〇人	定員		
		(略)	備考	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	備考		
<p>1 附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(定員の期間別の特例)</p> <p>2 新令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。</p>				<p>1 附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(定員の期間別の特例)</p> <p>2 新令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。</p>			
3 (略)	(略)	内閣府	区分	内閣府	区分		
		(略)	期間	(略)	期間		
		平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間	定員	一三、六六五人	定員		
		(略)	備考	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	備考		

改正案	現行
<p>（政策統括官の職務）</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる事務</p> <p>イ ソ （略）</p> <p>ツ 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。</p> <p>ネ ヤ （略）</p> <p>マ レ から ヤ マ までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>ケ エ （略）</p> <p>テ コ 及び エ に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。</p> <p>ア セ （略）</p> <p>附則</p>	<p>（政策統括官の職務）</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる事務</p> <p>イ ソ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ツ ク （略）</p> <p>ヤ レ から ク までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>マ コ （略）</p> <p>エ フ 及び コ に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。</p> <p>テ モ （略）</p> <p>附則</p>

(政策統括官の職務についての読替え)

第三条の二 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号又中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号レ及びマ中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中「ヤ」東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に關する關係行政機関の事務の調整に關すること。」とあるのは「ヤ」削除」とする。

2
(略)

(政策統括官の職務についての読替え)

第三条の二 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号又中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号レ及びヤ中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中「ク」東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に關する關係行政機関の事務の調整に關すること。」とあるのは「ク」削除」とする。

2
(略)

改 正 案	現 行
<p>（社会・援護局の所掌事務） 第十一条（略） 一～四（略） （削る） （削る）</p> <p>五〇十七（略）</p> <p>2 障害保健福祉部は、前項第八号から第十二号まで及び第十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項第七号に掲げる事務のうち授産事業に関する企画、調査及び調整に関すること。</p>	<p>（社会・援護局の所掌事務） 第十一条（略） 一～四（略）</p> <p>五〇 厚生労働省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。</p> <p>六〇 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）第七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。第百一条第八号において同じ。）の救援に関すること（医政局及び医薬食品局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七〇十九（略）</p> <p>2 障害保健福祉部は、前項第十号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項第九号に掲げる事務のうち授産事業に関する企画、調査及び調整に関すること。</p>

(厚生科学課の所掌事務)

第二十六条 (略)

一・二 (略)

三 厚生労働省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する
こと。

四・五 (略)

(指導課の所掌事務)

第三十四条 (略)

一〇十 (略)

十一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。)第九十一条第一項に規定する外国医療関係者のうち外国において救急救命士に相当する資格を有する者による医療の提供の許可に関すること。

(総務課の所掌事務)

第百一条 (略)

一〇六 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(厚生科学課の所掌事務)

第二十六条 (略)

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

(指導課の所掌事務)

第三十四条 (略)

一〇十 (略)

十一 国民保護法第九十一条第一項に規定する外国医療関係者のうち外国において救急救命士に相当する資格を有する者による医療の提供の許可に関すること。

(総務課の所掌事務)

第百一条 (略)

一〇六 (略)

七 厚生労働省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する
こと。

八 被災者の応急救助及び避難住民等の救援に関すること(医政局及び
医薬食品局の所掌事務に属するものを除く。)

九 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)

七
(略)

十
(略)
の規定による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資
金の貸付けに関すること。